



電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月24日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水及び衛生に係る各種調査・業務。 なお、公衆衛生、水系感染症、衛生啓発、水質等に関する知見を有することが望ましい。
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
応募を排除する特定の者はありません。
- (2) 必要予防接種：黄熱

## 6. 業務の背景

ザンビア共和国（以下「ザンビア国」という。）では、安全に管理された飲料水へのアクセスが可能な人口は 65%、安全に管理された衛生施設を使用できる人口は 32%に留まっており（出典 WHO/UNICEF Joint Monitoring Program for Water Supply, Sanitation and Hygiene (JMP)、2020 年）、ほぼ毎年コレラが発生している等、水系感染症の流行も多い。2017 年から 2018 年にかけてのコレラの大流行では、全国の感染者数は約 6 千人、死者も 115 人に上った。

経済成長に伴い人口流入が続く首都ルサカ市の都市圏は、センサスでは約 220 万人（2022 年）であるが、周辺自治体を含めたルサカ都市圏の人口は 300 万人を超えているとも言われ、拡大する都市周縁の未計画居住区では行政サービスが追い付いていない。水・衛生施設が整備されないまま汚染された浅井戸を使用する住民も多く、下痢症等の水系感染症が頻発している。雨季には洪水や氾濫が頻発し、トイレからあふれた下水が地下水へ浸透して浅井戸を汚染し、コレラ等の感染症の蔓延を引き起こしている。

ザンビア国政府は開発方針であるビジョン 2030（The National Long Term Vision 2030）で「健康と生活向上のために 2030 年までに全ての人が給水と衛生サービスにアクセスできるようになること」を目指し、未計画居住区の 80% が改善され、住民が清潔な飲料水や衛生施設を利用できるようになることを目標に掲げている。また、第 8 次国家開発計画（Eighth National Development Plan 2022-2026）では水セクターにおいて、特に安全な水のアクセス状況が悪い地域の水道施設整備や地下水源の保護が主要な課題として掲げられている。しかしながら、急速な人口の増加等様々な課題があり目標を達成できておらず、未だ行政による水・衛生施設の改善は実施されていない状況である。

施設の改善が当面見込めない中、住民主体の改善が不可欠であるが、住民にとって水・衛生の課題が必ずしも優先事項とはなっていない。これは、保健分野の予防的対策の動機のうち「リスク認知」、「対策の効力感」が不足しており、水・衛生の改善で下痢がどのくらい減るのか住民が感じにくいことが問題だと考えられている。

このような状況の下、ザンビア国政府は我が国に対し、ザンビア大学を自国側研究代表機関とし、京都大学を日本側研究代表機関とした地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)「下痢リスク可視化によるアフリカ都市周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生統計プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施に係る協力を要請した。

そこで本プロジェクトでは、ルサカの都市周縁地域を対象とし、住民自らが大腸菌簡易検査を行い、スマートフォンのアプリを利用して下痢リスクと対策の改善効果を可視化する参加型手法の開発を行う。それらを通じ、ザンビア大学や、

ルサカ市公衆衛生・社会サービス局（以下「LCC-PHSS」）の水・衛生環境モニタリングや衛生啓発活動に係る能力が向上することにより、住民参加型水・衛生改善計画の策定を支援し、もってルサカ都市周縁地域の住民の健康で衛生的な生活へ寄与することを目指すものである。

さらに本プロジェクトは、住民により測定される水・衛生の質のデータを集積・ビッグデータ化し、異常値検出・補正によりボトムアップ型水・衛生統計を創出し、政策立案のエビデンスに活用するとともに、水・衛生の質に関する SDGs のモニタリングにも寄与する。

かかる経緯を踏まえ、今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析する。その上で、ザンビア政府関係者との間でプロジェクトの実施体制及び活動内容等について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M: Minutes of Meeting、以下「M/M」）の締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS の主旨・目的・制度及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- （1）国内準備期間（2023年8月上旬～2023年10月上旬）
  - ① ザンビア特にルサカ都市周縁地域における水・衛生の現状、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果に関する情報を収集・整理する。
  - ② 地域または分野が近似している過去の複数のSATREPS案件資料を収集し、特に社会実装の課題を収集・整理する。
  - ③ 本事業における関係機関の役割を確認する。
  - ④ 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により、要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - ⑤ 上記④を踏まえ他分野の調査団員とも調整の上、担当分野に係る調査方針案・計画（案）を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICA による調査対処方針（案）の作成に協力する。なお、リスク管理チェックシート（案）のフォーマットは JICA から提供する。
  - ⑥ 他分野の調査団員と調整の上、ザンビア側関係機関（カウンターパート等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、他分野の調査団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他分野の調査団員が作成した質問票（案）

との取り纏めに協力する。質問票（案）は現地派遣前にJICAに提出することとし、可能な限り国内準備期間中に回答を受領し十分に事前分析できるように、配付及び回収時期・方法等を工夫すること。

- ⑦ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案（いずれも和文・英文）、事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に担当分野の観点から協力する。
- ⑧ 他分野の調査団員と協力し、共通事項及び担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ⑨ JICAによる対処方針（案）、M/M（案）、討議議事録（R/D: Record of Discussions、以下「R/D」）（案）について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑩ 調査団内打合せ、勉強会（月1回程度）、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年10月下旬～2023年11月上旬）

- ① JICAザンビア事務所等との打合せに参加する。
- ② ザンビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、必要に応じ、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の調査団員（評価分析）が各面談で実施する議事録作成を支援する。
- ③ 共通事項の情報収集及び整理において他団員と協力しつつ、担当分野（下線部）を中心に、事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じて情報を収集・整理し、現状や課題を把握・分析する。

#### <共通事項>

- ザンビアにおける関連機関の情報
  - ・ 当該分野（公衆衛生、上下水道）に関連する機関
  - ・ 関連機関の役割・関係性
- ザンビアにおける当該分野の関連政策・基準
- ルサカ都市周縁部における当該分野の開発計画、関連する都市計画
- 他ドナーのこれまでの援助動向

#### <プロジェクト形成に向けた対象地域の現状や関連組織の情報>

- ルサカ都市周縁部における当該分野の現状と課題
  - ・ ルサカ都市周縁部の当該分野の現状と課題
  - ・ 下痢等の水系感染症の発生状況
  - ・ 水源水質（既存資料を活用した文献調査及び関係機関へのヒアリング）
- 関連する施策の実施状況
  - ・ 教育機関や公衆衛生・社会サービス局による衛生教育・啓発活動の

### 実施状況

- ・ 関連機関や住民により実施されている水・衛生改善のための短期・長期的対策の計画と実施状況
- ・ 開発を予定する、アプリを用いた参加型手法と、既存の衛生教育との比較・優位性
- ・ ザンビア国内で開発するアプリや方法論を導入できる可能性のあるターゲット層、地域
- ・ 開発する方法論を導入できる可能性のある近隣国

### ● カウンターパートに関する情報

- ・ 本プロジェクト実施に係る実施体制（組織、予算、他機関との関係等）
- ・ 技術移転の成果項目、技術移転手法等の検討

### ● 社会実装に向けた可能性

- ・ 社会実装を進めるためのザンビア側のキャパシティ（組織体制、予算、人員含む）
- ・ 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題
- ・ 開発するアプリや方法論の国内普及や、運営・更新のために必要な行政制度、予算、民間企業の関心や体制
- ・ 社会実装に向けた計画（③での分析結果も踏まえ）

### ● ジェンダーの視点に立った取組導入の可能性の検討

- ④ 担当分野の情報を、他団員に共有する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、ザンビア側からの意見について、社会実装の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びザンビア側カウンターパート等からのコメント等を踏まえた上で、担当分野に係る PDM（案）、PO（案）の作成に協力する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、担当分野に係るM/M（案）（英文）及びR/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）への説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 他団員とも協力し、共通事項を含め、担当分野に係る現地調査結果報告を作成し、JICAザンビア事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2023年11月中旬～2023年12月中旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 共通事項については他団員と分担しつつ、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

- ③ 担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の調査団員（評価分析）とともに取りまとめる。
- ④ 担当分野の観点から事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

### （１） 業務完了報告書

2023年12月12日（火）までに提出。

次の①に収集資料一式を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本とザンビア国間の標準的経済路線でご提示下さい。標準的経路地として考えるものは以下のとおりです。

渡航国名	経路地
ザンビア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ドバイ</li> <li>● シンガポール・ヨハネスブルグ／ドーハ・ヨハネスブルク／香港・ヨハネスブルグ</li> </ul>
※「／」又は、「・」及びを示す。	

### （２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現時点での現地業務期間は全体で 2023 年 10 月 21 日～11 月 10 日までの 21 日間を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が他分野の調査団員（評価分析）とともに、もしくは単独で現地調査を行う期間があります。

現時点でザンビア入国時には新型コロナウイルス感染症対策としての隔離期間はなく、また、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件として規定されていません。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 研究代表 (京都大学)

エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 水・衛生 (本コンサルタント)

※上記の団員に加えて、科学技術振興機構 (JST)、本プロジェクト参画予定の研究者複数名が同行予定です。

#### ③ 便宜供与内容

JICA ザンビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。また、JICA 団員到着前の期間についても、他団員と同乗する場合があります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。

- 2023 年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS)」新規採択案件の決定について

[https://www.jica.go.jp/press/2023/20230518\\_41.html](https://www.jica.go.jp/press/2023/20230518_41.html)

- 研究課題の概要

<https://www.jica.go.jp/press/2023/ve9qi8000000gmoo-att/gaiyo.pdf>

- ② 本案件に関連する案件の以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。

- ザンビア国 ルサカ市プライマリーヘルスケアプロジェクトフェーズ2 終了時評価調査報告書. -- 国際協力機構..., 2008.5.

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000176037.html>

- ザンビア国 ルサカ市総合都市開発計画調査  
ファイナルレポート 和文要約. -- 国際協力機構..., 2009.3.

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000247317.html>

- 同 事前調査報告書. -- 国際協力機..., 2007.6.

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000172671.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上